

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年六月一三日法律第八〇号)

一、提案理由(平成一四年四月二六日・衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会)

中谷国務大臣 ただいま議題となりました自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃の事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、あわせて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定める必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、第百三条の規定により土地を使用する場合において、都道府県知事等は当該土地の上にある立木等を移転または処分することができることとし、同条第一項の規定により家屋を使用する場合において、都道府県知事等は当該家屋の形状を変更することができることとするとともに、同条の規定により処分を行う場合には、都道府県知事は公用令書を交付して行わなければならないこと、及びこの場合において、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合等にあつては事後に公用令書を交付すれば足りること等とするものであります。

第二に、自衛隊の行動として防衛出動下令前の防御施設構築の措置を新設するとともに、当該職務に従事する自衛官が自己または自己とともに当該職務に従事する隊員の生命等の防護のため、やむを得ない場合に武器を使用することができることとし、及び防御施設構築の措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は防衛庁長官等の要請に基づき土地を使用すること等ができることとするものであります。

第三に、防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、一般交通の用に供しない通路等を通行することができることとするものであります。

第四に、道路法等について、防衛出動等を命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならし

めるため、適用除外その他の特例を設けることとするものであります。

第五に、取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿等した者は六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処すること等とするものであります。

第六に、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行うこととするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛出動を命ぜられた職員で、政令で定める者以外の者に対し防衛出動手当を支給することとするとともに、防衛出動手当を公務災害補償の平均給与額算定の基礎に加えること等とするものであります。

以上が、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員長報告（平成一五年五月一五日）

鳩山邦夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案の主な内容について申し上げます。

……………（略）……………

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設け、その他所要の改正を行うこととし、あわせて防衛出動手当の支給等に関し必要な措置を定めようとするものであります。

これら三法律案は、第百五十四回国会に内閣から提出され、今国会まで継続審査となっていたものであります。

今国会におきましては、去る四月九日、提案理由の説明の聴取を省略した後、与党提出による各法律案に対する修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、十八日から各法律案及び各修正案を一括して議題とし、質疑に入りました。

五月六日には、民主党・無所属クラブ提出による武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案の趣旨の説明を聴取し、その後、各法律案及び各修正案は、一川保夫君外一名提出の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案並びに前原誠司君外三名提出の緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案と一括して議題とし、審査を進め、八日には、参考人から意見を聴取いたしました。

昨十四日、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する与党提出及び民主党・無所属クラブ提出による修正案について

撤回を許可した後、新たに自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提出による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、各法律案及び各修正案を一括して議題として、小泉内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行いました。

同日、内閣提出の三法律案について質疑を終了し、討論を行い、順次各法律案について採決を行いました。安全保障会議設置法の一部を改正する法律案は与党提出による修正案のとおり、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案は自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提出による修正案のとおり、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は与党提出による修正案のとおり、いずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年四月九日）

久間委員 ただいま議題となりました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

……………（略）……………

次に、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明します。

これらは、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案について、「武力攻撃事態」の定義を修正し、「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」とに分けること等に伴い、次のとおり修正を加えるものです。

……………（略）……………

また、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案については、自衛隊法第七十六条に規定されている防衛出動の要件の文言等を修正するものであります。

以上が、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

附帯決議（平成一五年五月一四日）

（安全保障会議設置法の一部を改正する法律（平一五法七八）の附帯決議と一括して

掲載)

三、参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員長報告(平成一五年六月六日)

山崎正昭君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、自衛隊法等改正法案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手續等を整備するとともに、関係法律の適用についての所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い、防衛出動命令の手續について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関して必要な特別の措置を定めるものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分について修正案提出者から説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、関係大臣等に対し質疑を行い、委員を派遣して福井市及び横須賀市において地方公聴会を開催したほか、参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審議を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、有事法制の整備と憲法との関係、緊急事態における基本法制と危機管理組織の在り方、不審船・テロ対策等新たな脅威への対処、有事法制整備の防衛政策への影響、自衛隊の在り方、国民保護法制における基本的人権の尊重、国民保護法制の整備における地方公共団体の意見聴取と、警察、消防の役割、武力攻撃事態等における国民の協力、武力攻撃事態等における対米支援と米軍の行動の円滑化に関する法制の内容、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係、米国の戦略との関係、指定公共機関の指定に当たっての日本赤十字社及び民間放送事業者の取扱い、国民、国会への情報提供、武力行使の判断権者、防衛出動時における物資の収用等に伴う補償と物資保管命令及び業務従事命令、事態対処専門委員会の体制と事務局の設置などではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より三法律案に反対、民主党・新緑風会の池口委員より三法律案に賛成、社会民主党・護憲連合の田委員より三法律案に反対、国会改革連絡会(自由等・無所属の会)の平野理事より三法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一五年六月五日)

(安全保障会議設置法の一部を改正する法律(平一五法七八)の附帯決議と一括して

掲載)